

広島市告示第400号  
令和6年8月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 (仮称) ザグザグ可部南店
  - (2) 所在地 広島市安佐北区可部南二丁目233番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ザグザグ  
代表取締役 森 信  
岡山市中区清水369番地2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ザグザグ  
代表取締役 森 信  
岡山市中区清水369番地2
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年4月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,341平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
別紙1のとおり。
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
別紙2のとおり。
- 8 届出年月日  
令和6年8月5日
- 9 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年8月15日から同年12月15日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

1 1 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年12月15日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物敷地内	40 台

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物東側	10 台

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物東側	28.8 m <sup>2</sup>

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内東側	6.71 m <sup>3</sup>

## 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

## (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

## (3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	建物敷地東側

## (4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分